

群馬大学の学部等における学生関係事務の専決に関する規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 9. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学の各学部、各研究科又は学府（以下「学部等」という。）における学長の権限に係る学生関係事務の専決について定めるものとする。

(専 決)

第2条 学部等の長は、別に定めるもののほか、当該学部等の学生に係る次の各号に掲げる事項を専決する。

- (1) 学生の休学の許可
- (2) 学生の復学（休学期間満了前の場合）の許可
- (3) 学生の他大学又は他学部受験の許可
- (4) 学生の留学の許可
- (5) 学生の退学の許可
- (6) 学生の除籍（学則第50条第1号、第2号及び第4号から第6号までに該当するもの）の決定

(報 告)

第3条 学部等の長は、前条各号に掲げる専決を行ったときは、学長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。